

# 社会福祉法人ゆうかり 役員及び評議員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び定款第22条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要なことを定める。

## (定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員等は次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 非常勤の役員（理事及び監事のうち、常勤の理事以外の者）
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 第三者委員
- (6) 運営協議会委員

## (報酬)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長の報酬は月額とし、社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程に定める額に別表に定める額を加えて支給する。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬は、理事会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、別途定める役員及び評議員等旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- (3) 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、別途定める役員及び評議員等旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- (4) 評議員選任・解任委員に対する報酬は、評議員選任・解任委員会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、別途定める役員及び評議員等旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- (5) 第三者委員に対する報酬は、第三者委員会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、別途定める役員及び評議員等旅費規程に基づいて旅費を支給する。
- (6) 運営協議会委員に対する報酬は、運営協議会への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、別途定める役員及び評議員等旅費規程に基づいて旅費を支給する。

## (手当の支給)

第4条 第2条第1号に掲げる者に対して、以下の手当を支給する。

- (1) 扶養手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額
- (2) 住宅手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額

- (3) 通勤手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額
- (4) 管理職手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額
- (5) 期末勤勉手当 社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による額

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 理事長の報酬の支給日は、毎月25日とする。但し、当該日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 特別な事情がある場合には、支給日を変更することがある。

3 理事長の報酬は、法令に基づき理事長の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人名義の指定金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(新たに役員となった者の報酬)

第6条 月の途中において、新たに理事長に選任された者に対する選任当月分の報酬については、別表に規定する額を当該月の休日以外の日数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日にいたるまでの休日以外の日数を乗じて得た額を支給する。その他については、社会福祉法人ゆうかり給与・退職金規程による。

(役員でなくなった者の報酬)

第7条 理事長が月の途中において退職したときのその当月分の報酬は、別表の額の日割計算によって支給する。ただし、理事長が死亡したときのその当月分の報酬は、第3条・第4条に規程する額の全額を支給する。

(端数の取扱い)

第8条 この規程に定めるところによる報酬の計算において生じた円未満の端数は、切捨てるものとする。

附 則

- 1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2. 平成28年 4月 1日 改正
- 3. 平成29年 4月 1日 改正

別表

役職名	報酬の額（月額）
理事長	100,000円